

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部改正について

改正理由：東京学芸大学教員選考規程（令和5年3月23日規程第16号）の令和5年3月23日改正時における改正漏れ及び移籍選考における裁決について実態に則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
（趣旨） 第1条 東京学芸大学大学院教育学研究科教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用、昇任及び移籍（以下「採用等」という。）並びに教職大学院を担当する非常勤講師（特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）第41条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。 〔省略〕 （専任教員候補者の選考手続） 第6条 選考委員会における候補者の選考は、単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。 2・3 〔省略〕 4 教授会における候補者の選考は、単記無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。<u>ただし、移籍に係る選考は、出席教授会構成員の過半数の賛成票をもって行い、その採決は、挙手によることができる。</u> 5 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正は、令和5年4月1日から適用する。</u>	（趣旨） 第1条 東京学芸大学大学院教育学研究科教育実践創成講座に所属する教員（以下「専任教員」という。）の採用、昇任及び移籍（以下「採用等」という。）並びに教職大学院を担当する非常勤講師（特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。）の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）<u>第28条及び</u>第41条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。 〔省略〕 （専任教員候補者の選考手続） 第6条 選考委員会における候補者の選考は、単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。 2・3 〔省略〕 4 教授会における候補者の選考は、単記無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。 5 〔省略〕 〔省略〕